

桶川市こども計画（案）に関する意見等の募集結果

第1章 計画策定にあたって

「第1章 計画策定にあたって」に関する意見はありませんでした。

第2章 子育てを取り巻く現状と課題

第2章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線（―）は計画（案）の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
1	3 教育・保育及びこどもを取り巻く状況（P16～19）	P16 保育所等の利用者数の推移が挙げられているが、何のための表示なのか、不明である。各年齢の子どもの総数に対して、どの施設をどの程度利用しているのか、利用していない子どもの数は何人でどの程度いるのかが重要であるにも関わらず、その視点が無い。	子育てを取り巻く現状を把握し、今後の市の教育保育の見込みを算出するための統計として、記載しております。
2	3 教育・保育及びこどもを取り巻く状況（P16～19）	1号、2号、3号などの説明が無い。市民に意見を求めているのに、市民を見ていない。どうやって理解するのか。	第5章の子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育料の見込みを算出し確保方策を考慮する上で、1号、2号、3号認定の説明について、記載しております。 また、御意見を踏まえ、用語集において記載します。
3	3 教育・保育及びこどもを取り巻く状況（P16～19）	P19 児童虐待の相談件数のみが、表示されているが、どのような調査で、誰からの相談なのか。また、通報などはどうなっているかなどの、事実に基づく説明になっていない。	市に相談・通告のあった件数を累計で算出しているものです。
4	4 アンケートやヒアリングにみるこども・子育ての現状 全般（P20～P44）	調査に関して、こども計画策定にあたり、市にどんな課題があり、どんな情報を知りたくてアンケートを取ったのでしょうか。今回のこの大きな計画策定のために「ニーズ調査」ではなく「実態把握のためのアンケート」だと思うのです。 認識からずれている気がしました。 新たに計画に反映しなければならなかった項目について、課題と支援の方向性を考えるために、桶川市が今まで実態を把握できていなかった項目をアンケートから収集する必要があると思います。 例えば、生活実態や世帯状況（使用言語・世帯構成人数・光熱費・食費・生活の苦しさ）や支援制度の利用状況、貧困に関する支援（学習・進学・住居・家事支援）について等。	本計画の策定にあたり、未就学児・小学生の保護者に対するニーズ調査のほか、小5・中2の児童及び保護者に対する生活状況調査、高校生世代に対するweb調査、公立保育所等の就学前児童に対するヒアリング調査、子育て支援事業者や団体に対するヒアリング調査を行っております。その中で、実態把握やこどもの意見の聞き取りのための調査についても実施しております。
5	4 の（1）ニーズ調査の結果（P20～27）	P21 アンケートの内容が明確でないことで、押しつけがましい結果になっている。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
6	4 の（1）ニーズ調査の結果（P20～27）	内容も、記入者によって、大きな乖離がある。夫なのか、妻なのか、共同で記入したのか。一人親なのか、父か母かによっても、その判断も評価も大きく異なる。各立場に寄っての、対応や施策が全く異なってくるし、きめ細かい施策が求められるが、そのためのアンケートや調査はない。実にいい加減で、意図的結果と見ざるを得ない。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
7	4 の（1）ニーズ調査の結果（P20～27）	アンケートの中身も、子育てに関する悩みなのか、要望なのか、必要性を導き出しているのか、あるいは現在の生活や、虐待に対する悩みなのか、ジェンダーの認識を問うているのか、すべてが混在している。従って、この結果から導き出すものが、政策に直接つながらず、意図的としか感じ取られない。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。

第2章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
8	4 の(1)ニーズ調査の結果(P20～27)	P22 「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」がタイトルになっているが、その説明がない。市民は、事業などと言ってもわからない。市には、子育てのための事業として、幼稚園から……サポートセンターなどがあります。日常生活の中で、これらを利用している状況の調査をしました。などとの説明が必要。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
9	4 の(1)ニーズ調査の結果(P20～27)	P24 こどもの放課後の過ごし方で、14～16時、16～18時の時間帯別にアンケートの結果を表示している意味が不明である。16 時以降の子供のケアが必要ないという意味なのか。その結果とコメントとが乖離している。	こどもの平日の14時～20時以降までの過ごし方について、現状と希望について調査し分析した結果、放課後の過ごし方として、友達と過ごせる居場所が求められていると推測され、そのように判断される結果を抜粋して記載しております。
10	4 の(1)ニーズ調査の結果(P20～27)	P26 子育て支援として力を入れてほしいものの調査が、就学前と就学以降では、対応も内容も全く違ってくるにも関わらず、この調査と分析が大雑把である。それぞれに分けて丁寧な意見や希望を分析し、政策につなげる記述にすべきである。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
11	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	P29 子どもの生活状況調査で、所得の把握はどのようにしたのか。保護者も含めた調査なのか、子どもに設問しているのか。子どもは把握していないはずである。それとも個人情報調査したのか、明確にしていきたい。同様に家計の逼迫についても、こどもが把握できないはずである。調査方法をまず説明し、その結果をどう判断するかが重要である。	本調査では、保護者とこどもに通し番号を付与して、別々に調査し、最終的に両者の回答結果を連結しております。
12	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	「生活困窮度」の指標の前提が不明である。オーソライズされた指標がない現在、調査の信頼度が疑われる。世帯の構成によっても変わってくる。詳しい指標と根拠が必要である。	所得に関しては、国の貧困線を参照した上で、今回の調査票の選択肢「100～175 万円未満」までを貧困としております。
13	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	どのような設問かもわからない調査結果に信頼性はない。	計画策定において、こどもや若者の状況やニーズを的確に踏まえた実効性のある計画とするために、多岐にわたる調査を実施し、必要な項目についてはクロス集計で複数項目の組み合わせで分類した上で分析し、その調査結果をまとめております。
14	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	ひとり親家庭の状況は、どのような調査で、設問なのかも不明。	保護者への生活状況調査において、家庭状況におけるいくつかの設問から連結する回答結果について、クロス集計した上で分析し、その調査結果をまとめております。
15	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	「困窮層で離婚(別居中を含む)の割合が高くなっています」とあるが、婚姻状況別の困窮度合い(小学5年生)は、既婚が 3/4 の 12 人、離婚が 1/3 の 6 人で、高いという根拠は何か、不明。中 2 も 50%ずつだが、何パーセントになると、困窮度のうち、離婚が多いと言えるのか。こじつけ過ぎている。	一般層と比べて困窮層の割合が高いという分析となっております。御意見を踏まえ「困窮層で離婚(別居中を含む)の割合が一般層と比較すると高くなっています。」と修正させていただきます。
16	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	P30 保護者の健康状態の 1 位と 2 位を塗り分けているが、コメントとの関連がわからない。割合が高くなっている部分を強調するのではないか。ただし、分子が 2 人 3 人では、データとしての価値があるのか、不明である。	調査結果表を見やすくするため、1位と2位を色分けしております。その上で、調査結果を分析した見解をまとめております。また、御意見の通り、少数データからの統計的偏りは認識しており、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
17	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	P33 家での手伝い等の状況だが、家庭によって育児方針が異なり、困窮層だからたくさんやらせる、掃除が多いなどは成り立たない。回答割合が多いものをどのように分析しているかが不明なコメントを書く意図がわからない。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。

第2章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
18	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	P34 家での手伝い等による影響の質問内容が不明なので、「学校を休む」と回答した小5の2人、中1の1人の事情が分からない。アンケートの結果、救いの手を差し伸べるこどもが発見されたなら、どのような対応をとったか、調査をしたのか、勉強や遊び時間がないほどの手伝いなのか、精神的な原因かなど、調べるべきである。また、ヤングケアラーなどの調査をすべきである。	生活状況調査を実施する上で、ヤングケアラーについて図示と説明で情報提供し、相談窓口を案内しております。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくい構造となっており、その状況を個別に判断し、多機関・多職種連携による支援が重要であると考えております。
19	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	子どもの権利について、設問の前に、説明があるはずで、その内容が不明。設問の信頼性が問われる。	こどもの権利につきましては、用語集において記載します。
20	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	悩んでいるときの相談先について、「だれにも相談できないが高くなっています」とあるが、2・3人をもってコメントしているデータの信頼はあるのか。	一般層と比べて困窮層の割合が高いという分析となっております。御意見を踏まえ「困窮層において一般層と比較すると「だれにも相談できない」が高くなっています。」と修正させていただきます。
21	4 の(2)子どもの生活状況調査の結果(P28～35)	P35 満足度を点数化して評価すると、とあるが、どのような指標を使ったのか、市が計算、評価したものはすべて正しい、それについて意見をかけ、という姿勢である。データの不十分さや前提の不明さなどが山盛りだが、これではパブコメではない。	アンケートの回答者が、1(満足度が低い)～5(満足度が高い)の中から選択した数値の平均となります。
22	4 の(4)高校生ウェブアンケートの結果(P39～P42)	P42 桶川市への満足度は、「4」が多いとなっているが、その指標、満点は100か、10か5なのか、まったく不明で突然4と出す桶川市の神経を疑う。グラフを見ればわかるというものではない。市民への真摯な姿勢がない、表れである。	アンケートの回答者が、1(満足度が低い)～5(満足度が高い)の中から選択した数値の平均となります。
23	4 の(5)事業者・団体ヒアリングの結果(P43～P44)	P43 調査項目をきちんと書かないのは、独善的で、上から目線になっている。調査結果も、事業者の立場によって、変わってくるが、それがわからない。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
24	4 の(5)事業者・団体ヒアリングの結果(P43～P44)	P44 不登校などの項目も、学校なのか、教育委員会なのか、どのような立場のヒアリングなのか不明で、どのようなにとらえたらよいのかがわからない。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
25	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	P45 「 <u>保育に関して</u> 、就学前・小学校ともに質の向上や、開所時間等の充実・いつでもこどもを預けられるサービス等へのニーズが高くなっているため、 <u>保育において</u> こどもが「育つ」支援、保護者の多様な働き方や生活を保育面から支えることが必要。」の主語不明、小学校の保育の質の向上とは何か。それぞれ主語述語、目的をはっきりさせた表現に変えていただきたい。	御意見を踏まえ「桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査では、保育に関して、就学前・小学校ともに質の向上や、開所時間等の充実・いつでもこどもを預けられるサービス等へのニーズが高くなっている。こどもがすこやかに「育つ」ため、サービスの質の向上が必要であるとともに、開所時間等の充実等により、保護者の多様な働き方を支えることが必要。」と修正させていただきます。
26	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	「家庭環境、保護者の健康状態などにより、生活困窮に陥ったり、複合的な課題を抱えたりする状況が見受けられる点から、こどもと家庭に対して生活習慣の確立や健康の推進などの支援が必要。」とあるが、生活困窮の一番の解決策は、所得の補償、支援だが、それがない。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
27	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	「授業についていけないこどもや、勉強時間を確保できないことが、 特に困窮層では顕著となるため 、学習する場所がないなどといった状況も踏まえ、学習におけるフォローアップの体制づくり、学習できる環境づくりを充実していく必要がある。」とあるが、 一部 は不要である。困窮層を対象を絞ることの問題が指摘されており、誰でも対象にすべき。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
28	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	「意見表明に関しては、高校生 Web アンケートでは桶川市に意見を述べたり参加する機会があると思っている高校生」とあるが、こどもの権利で重要なのは、第一義的には日常生活の自己決定権に関する意見表明と実現である家庭、学校、社会なので、取り立てて市に意見を述べる機会を設定している意味が不明である。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。

第2章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
29	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	相談体制について、スマイル・さわやか相談員がどう機能しているか、連携などに触れていない。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
30	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	「高校生の自由意見では、ジェンダー等に関する意見が多く挙がっていたことから、多様性の尊重が必要である。」とあるが、意味不明。ジェンダーの認識が不足している意見が多かったのか、人権侵害があったのか。	自由意見において多様性を認め合える環境になってほしい等の意見が複数挙がっているため、今回の記載内容としております。
31	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	P46 冒頭、ニーズ調査とあるが、保護者？ 子ども？ どのようなニーズ？	第2章の4の(1)ニーズ調査の結果となります。 御意見を踏まえ「桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査の自由意見では」と修正させていただきます。
32	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	「家族構成や家庭の経済状況などによって、孤立の状況があったり、学習機会や体験の機会の有無に差が生じていることがあることから、ひとり親家庭、困窮層、及び周辺層に対する気づきとこども・家庭への支援へのつながが必要。」とあるが、家族構成や家庭の経済状況とひとり親家庭、困窮層、及び周辺層と短絡的に結び付けている。DV、虐待などの家庭の状況はどうなるのか。ターゲットを絞った表現か、包含できるようにすべき。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
33	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	不登校について、「発達障害等との関連を配慮する必要がある」との記述があるが、意味不明。また、インクルーシブ社会や教育について全く触れていないのは、認識がないのか。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
34	5 課題とその解決に向けた方向性(P45～P46)	アンケートで探し出していないが、救いの手を差し伸べる必要のある子への対応などの課題がない。引きこもり、いじめに苦しんでいる子ども、障害のある子どもとともに学ぶ保障や環境など。	各種統計やアンケート調査、ヒアリングによる分析結果による課題を整理しております。 困難な状況にあるこどもに対する取組・事業については第4章施策事業の展開に記載しております。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
1	1基本理念(P49)	基本理念「こどもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまち」は、前段と後段の主語が異なる。後段の主語がなく、おかしい。「育てられるまち」を、「子育てが楽しめる(楽しい)まち」にするか、「こどもを育てられるまち」が国語的に正しいので、「〇〇の子供を育てられるまち」に変える。	こども一人一人の人権を尊重するとともに、こどもを安心して産み育てられる社会を目指し、本市の基本理念としております。
2	2基本目標(P50)	基本目標全体について、計画の対象が「こども・若者」であるが、目標に「若者」が入っていません。また取り組み内容も「若者」に対する支援が少ないです。こども家庭庁から出ている「自治体こども計画策定のためのガイドライン」を参考に目標や取り組み内容に活かしてください。 また、目標の大枠が必要だと感じました。例えば、基盤として権利のこと、ライフステージごとの支援(未就学期・学童～未成年・若者)、家庭・地域、重点的に新たに対策が必要な目標などで、並べるなど。基本目標1～3に関してはとくに、基本施策と目標の内容についてまとまりがない印象です。	本計画における「こども」の表記には乳幼児期の「子ども」から概ね30歳未満の「若者」も含むものとして整理しており、特に区別する場合以外は「こども」の表記を使用しております。 若者に関する取組については「自治体こども計画策定のためのガイドライン」におけるライフステージ別の重要事項を参考としております。 今後必要に応じ取組の拡充について、検討してまいります。
3	2基本目標(P50)	基本目標の順番について、今回の計画において、大切なのは「こどもの権利」です。安心して子育てできることは、今まで常にトップ目標で、基本的な支援として必ず必要なことです。先進的な自治体の計画をみると、そのことを反映させて、1番目に「権利」のことを目標にあげる自治体が多いです。ご検討をお願いします。	基本目標の番号については、優先順位等を定めているものではありません。 いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
4	2基本目標(P50)	こどもの権利に対してどの程度関係者で議論しましたか。子どもの権利条約には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」とあります。これらを分かりやすく条例にしている豊島区では、以下のように定義し子どもに説明しています。参考に記載します。 ・こどもの権利とは、安心して生きること ・個性が尊重されること ・自分で決めること ・思いを伝えること ・かけがえのない時を過ごすこと ・社会の中で育つこと ・支援を求めること 今回のこの計画の策定でどの自治体も課題となるのは、「こどもが参加すること・意見を言えること・自治体はその意見を活かすこと」だと思います。 基本目標2と3が「子どもの権利が守られ、未来へつながるまちづくり」とあるが、この辺の施策と内容が似通っていて、分ける必要があるのか疑問です。その中でも特に重点課題となる部分において、別の基本目標を立てたらどうでしょうか。例えば、「こども・若者が社会とつながりを持ち、ともに未来をつくるまち」などで、社会参加や個別支援や居場所づくりに関してまとめることもできます。	基本理念である「こどもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまち」の実現に向けた目標として、こどもの権利も踏まえた4つの基本目標を定め、基本目標に沿って取組・事業を分類しております。また、基本施策においてはアンケート調査等によるこどもの意見を反映しております。 こどもの意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の充実については、基本目標3の中で基本施策に位置づけ取組を進めてまいります。

第3章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
5	2基本目標(P50)	こどもと若者を主体にまんやかに置くことが望ましいので、主語を「こども」にするべきです。今のままだと、子どもは大人と同じように権利を持ち、主体的に生きる存在だということが伝わらないと感じました。 「こども・若者が生きる力を育み個性を伸ばせるまちづくり」としてはいかがでしょう。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
6	2基本目標(P50)	基本目標1 こどもを安心して産み育てられるまちづくりに、「産み」の部分がない。「安心して生むことができる産婦人科の整備」を入れる。	産婦人科の誘致は方策の1つと考えております。 いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
7	2基本目標(P50)	基本目標2 こどもの生きる力を育み個性を伸ばすまちづくりで、「調和のとれた発達を図る」とあるが、発達障がいを含む障がい児への偏見がみられる。どのような趣旨か。削除したらいかがか。	学校教育とかかわりのある目標であることから、教育基本法や文部科学省が定める学習指導要領の表現を引用しているものであり、発達障害への偏見を含んだ言葉ではありませんが、御意見を踏まえ「心身の調和のとれた発達」と修正させていただきます。
8	2基本目標(P50)	基本目標2「自己肯定感を育む遊びやレクリエーションを含む、学習や」は意味不明。「レクリエーションを含む学習」の意味か。それはどういう学習か、わからない。	御意見を踏まえ「自己肯定感を育む遊びやレクリエーションを含め、学習や様々な体験・交流活動」と修正させていただきます。
9	2基本目標(P50)	基本目標2「全てのこどもが学ぶ楽しさやわかる喜び」も意味不明。何がわかる喜びなのか、「や」が「を」なのか、それともわかるの主語を端折ったのか。	わかる喜びとは、知能や技能を習得した時や、それを活用して課題解決に繋がりが見えた時に味わう喜び等、日常生活の中で感じる「わかる」という喜びを意味しております。
10	2基本目標(P50)	基本目標3「子どもの権利が守られ未来へつながるまちづくり」の中に、「子どもがより気軽に気持ちや意見を言える仕組みづくりや意見表明機会の充実をはかる」とある。子どもが気軽に意見を言える仕組みづくりをする為には、埼玉県のように子ども向けの分かりやすく伝えられる案も出すべきだと考えます。	こどもの意見表明機会の方法等につきましては、アンケート調査の結果等を踏まえ、今後検討いたします。
11	2基本目標(P50)	基本目標3「障害のあるこどもが安心して地域で生活することができるよう、教育・保育の場を整備するとともに療育の充実に努めます。」も、インクルーシブを理解していない書き方である。「障害の有無にかかわらず、地域でともに生活ができる」に変える。	基本目標3の基本施策である「障害のあるこどもへの支援の充実」につながる表現としております。
12	2基本目標(P50)	基本目標3 こどもの権利が守られ未来へつながるまちづくりで、「こどもは権利の主体として、適切にその命を守られ、健やかに育つ権利を有しています。」「権利の主体として権利を有する」では、適切な表現とは言い難く、権利の主体をとる方がわかりやすい。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
13	2基本目標(P50)	基本目標3「児童虐待や貧困が世代を超えて連鎖することのないよう」は、貧困や虐待は連鎖が起こるので、「連鎖を断ち切り」とする。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
14	2基本目標(P50)	基本目標3「必要な環境整備や教育の機会均等を図る必要があります」では、連鎖は防げない。必要なケアを含めた環境整備や、教育の機会均等ではなく、「ニーズに応じた教育機会を補償する」ではないか。	こども大綱の第3こども施策に関する重要事項の(4)子どもの貧困対策表現にならない「教育の機会均等」としております。
15	2基本目標(P50)	基本目標4 みんなでこども・子育てを応援するまちづくりで、「地域における関心と理解を深め」とあるが、何の関心か、理解か、目的語をはっきりさせないと、「それぞれの役割を果たす」ことはできない。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
16	2基本目標(P50)	基本目標4 子育てのまちとして「選ばれる」桶川市とあるが、自治体間の地域間競争をあおる表現はよくないと言われている。「魅力ある」くらいが適切。	過度な自治体間競争についてはよくないとする意見もあることから、御意見を踏まえ「魅力ある」と修正させていただきます。

第3章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
17	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P51(1) 本市の子育て支援に関する概要で、「共働き世帯の増加から」の表現は不適切。「働きながら子どもを育てる」に変える。	「共働き世帯」は一般的な単語となっていることから、本計画では「共働き世帯」と表現します。
18	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P51(1) 本市の児童人口は減少傾向ですが、 にありま すが 、保育需要については 共働き 働きながら子どもを育てる世帯が増加傾向にあり、 から、入所希望はやや増加傾向にあり、結果として、 横ばいで推移して おり います。 今後も同様に横ばいまたは微減で推移することが見込まれます。 また、新たな国の施策や 市民の新たなニーズも生まれ、 そ で、 子どもの遊び場や居場所づくり、こども・子育てに関する相談や情報発信、子育て世帯の交流など、子育て支援の サービス充実 に対する需要が高まっています。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
19	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P51(1) このような状況を踏まえ、本市では今後の保育需要や子育て支援事業のニーズを見据えたうえで、公共施設の再編を検討するとともに、 多様化するニ ーズや、子育て中の家庭の諸課題に対応できる効果的かつ効率的なこ ども・子育て支援施策を実行していく必要があります。…同じ内容の繰り返しは、意味が通らなくなる。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
20	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P51(2)①公立保育所 保育需要として、就学前児童数が少子化の影響を受けて徐々に減少しているものの、入所人数及び入所率については、 共働き世帯の増加から 働きながら子どもを育てる世帯の増加により、結果として、	「共働き世帯」は一般的な単語となっていることから、本計画では「共働き世帯」と表現します。
21	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P51(2)②児童館 現状と求められていることの記載はあるが、設置に向けての課題が明確になっていないと思うので、課題が明らかになっているのであれば記載してもらいたい。	西側基幹子育て支援拠点として、児童館等の新設を含めた子育て支援施設機能、コミュニティ機能、生涯学習機能を含む公共施設の整備に向け、関係部署や関係者等との調整・検討を進めていることから、現段階においての記載内容としております。
22	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P52 (3) 全ての子どもが、地域の中で 安心して 共に成長できる社会	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
23	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P52(3)①期待される役割・整備コンセプト 子育て支援センターと公立保育所の機能を有する子育て支援施設として 基幹子育て支援拠点の整備・運営 を目指します。…タイトルと文章は別である。計画に文章を省略したら、市民はわからない。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
24	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P52(3)①期待される役割・整備コンセプト 配慮を要する児童の受け入れは、検討なのか。基本的考え方と矛盾する。配慮を要する児童の受け入れ体制 を整備し、 に変える。	御意見を踏まえ「民間保育所への助言等の連携強化や、配慮を要する児童の受け入れを行うほか、一時預かり事業の実施に向けて検討します。」と修正させていただきます。
25	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P52(3)①【東側基幹子育て支援拠点】 令和11年度以降、旧勤労青少年ホーム跡地に、北保育所と坂田保育所の再編を同規模程度で行います。は反対。高圧線が存在する電磁波のリスクのある所の再編は、子どもの命や健康を考えていない。基本的考えに、子どもの安全はないのか。現段階では、「旧勤労青少年ホーム跡地に」をとる。	いただきました御意見につきましては、業務の参考とさせていただきます。また、子育て支援施設整備につきましては、法令を遵守のうえ計画を進めてまいります。
26	3 公立子育て支援施設整備に関する方向性(P51～53)	P53 セーフティネットに、「安心・安全な子育て環境」を入れる。防災面、温暖化や環境負荷を避ける環境が重要である。	役割としてソフト面について記載しています。 施設の建設にあたりましては、防災面、安全面等を含め検討してまいります。

第4章 施策事業の展開

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
1	施策体系(P57)	【こどもと親の健康の確保と親の育ちの支援】 こどもと親の健康の確保と親の育ちの支援に「産婦人科を誘致し」を入れる。現在も行っている事業であり、入れないのは、施策の後退になる。	産婦人科の誘致は方策の1つと考えております。 いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
2	施策体系(P57)	【学校教育の充実】 学校教育の充実に、「いじめを根絶し」を入れる。こどもの人権の最たるものである。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
3	施策体系(P57)	【居場所づくり】 居場所づくりに、「放課後児童クラブの待機をなくす」を入れる。安心して過ごせる場とは別の事業である	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
4	施策体系(P57)	【社会参加・意見表明機会の充実】 こどもが社会や地域に参画できるよう、気軽に意見を表明できる環境と機会を提供します。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
5	施策体系(P57)	【障害のあるこどもへの支援の充実】 障害のあるこどもへの支援の充実は、障がいの有無にかかわらず、地域でともに生きる環境整備に。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
6	施策体系(P57)	【障害のあるこどもへの支援の充実】 障害のあるこどもが安心して地域で生活することができるようでは、お客様扱いになる。障害のあるこどもの生活や社会のバリアフリーを実現するため、に変わる。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
7	施策体系(P57)	【多様な背景をもつ子ども・家庭への切れ目のない支援】 孤立している、あるいは困難を抱えるこどもや家庭にアウトリーチ型の支援を行い、積極的な支援を行った方がよい。 困難をかかえてしまう家庭は、複合的な要因(親の発達障害、貧困、DV等)で困難をかかえるので、積極的なアプローチが必要であることも含めて支援を行うと明記してほしい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
8	施策体系(P57)	【こどもの貧困に関する取組】 こどもの貧困に関する取組で、教育の機会均等とあるが、法律用語としての機会均等の意味と分けるべき。教育機会を保障など。	こども大綱の第3こども施策に関する重要事項の(4)子どもの貧困対策表現にならない「教育の機会均等」としております。
9	施策体系(P57)	【児童虐待に対する取り組み】 発生予防について、被虐待児経験のある親を配慮が必要な家庭として認識していくことが有効な発生予防になるので、そこも言及してもらいたい。	児童虐待は多種多様な要因が複雑に絡み合って起こると考えられております。リスク要因に着目することも重要ですが、虐待はどこにでも起こりうるという認識にたち、関係機関とともに取組を進めてまいります。
10	施策体系(P57)	【子育てにやさしい社会づくり】 子育てにやさしい社会づくりで、地域社会への啓発とは何を啓発するのか。意味不明。	こどもをまんなかにおいた社会の実現に向け、市民への理解促進を図るための啓発として記載しております。
11	施策体系(P57)	【安心・安全な環境の整備】 こどもと親が安心して生活し、外出することができる環境の整備を進めるとともに、こどもを交通事故や活動の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
12	施策体系(P57)	【子育て家庭への経済的支援の充実】 子育て家庭への経済的支援やひとり親などへの支援の充実…難しい課題を避けては子ども計画ではない。	ひとり親家庭への支援については、基本目標3の基本施策(4)多様な背景をもつこども・家庭への切れ目のない支援として、取組を推進してまいります。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
13	施策体系(P57)	【子育て家庭への経済的支援の充実】 安心して子どもを産み育てられるよう、ひとり親などの子育てに負担の大きい家庭の支援や子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業の充実に努めます。	ひとり親家庭への支援については、基本目標3の基本施策(4)多様な背景をもつ子ども・家庭への切れ目のない支援として、取組を推進してまいります。
14	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	課題や取組の整理について「誰が、どう取り組んで、子ども若者にどうなってほしいのか」といったように整理してはいかがでしょうか。今は、取り組み内容の主語がバラバラで、目標と内容がまとまっていない印象があります。 (例1) 誰がやることなのか。誰に変化してほしいことなのか。といった枠で目標を整理「子ども・若者」「自治体」「地域」「家庭」などで考える。 (例2) まず取り組み内容を列挙し、分類分けする。その後目指す姿(基本目標)に当てはめていく。その際に基本目標は文言の修正や目標の再設定がなされると思います。	取組・事業については、基本目標に対し、既存の取組・事業を目的ごとに分類し基本施策を定めているほか、アンケート等による子どもの意見聴取の結果や課題を踏まえ、必要な取組・事業、基本施策を追加しております。 取組・事業については様々な視点での分類が考えられますが、本計画においては上記のとおり整理しております。
15	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	評価指標に関して、質的な分析では「アンケートで〇〇の項目の「はい」という回答を〇%向上させる」といった具体的な数値化をお願いします。 単に「〇〇講座を〇回実施」といった量的な目標よりも、取り組んだことによってどうなったのかが分かる指標づくりを期待します。また中間評価の時期はいつでしょうか。	本計画では、教育・保育事業や子育て支援事業について、目標を設定しており、計画の評価につきましては毎年度実施し、中間年度となる令和9年度に、計画の見直しの検討を行います。 いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
16	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	公園や子供の集まる場所への防犯カメラの設置 子どもを狙った犯罪や非行防止などのため。アンケートでも、家の外で安心して遊べる場所が欲しいという意見もありました。保護者の方の安心にもつながると思います。 保育施設、教育施設への防犯及び見守りカメラの設置 桶川中学校バスケ部の問題に関して、双方の主張や現場の声などかなり違いがありました。このような教育現場での問題は過去にもございましたが、立証することが難しいため、双方を守るため、また事実を解明するためにも各教室などへのカメラの設置を推奨します。また、いじめ問題など非行の抑制にもつながる場合があります。保育の現場では、まだ言葉で表現することのできない子供たちに対しての暴力暴言、性犯罪、誤嚥や寝かせ方など少し間違えただけで命取りの事件も頻繁に見受けられます。通園バスでの事件も悲惨なものでした。このような場合にも、子どもの人権、命を守るためにカメラが役立ちます。監視されているとなると嫌悪感を示す方もいるかもしれませんが、個人が監視しているのではなく、AIで管理すればよいと思います。いざというときに役立つと思いますので御検討をお願いします。	基本目標4の基本施策(2)に安心・安全な環境の整備を位置づけております。 いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
17	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	現在行っている子育て支援に関しての周知が足りない 無料で宣伝できるツールがこんなにも溢れているのに、使用しないのはもったいないです。せっかく行政側が頑張っている、届いていないのでは意味がありません。TVのCMは何度も何度も同じものを流すことで頭に自然と刷り込まれていきます。もっと積極的に、頻繁に宣伝活動を行うことで、より多くの方に情報が届き、市民の方へのサービスの向上はもちろん、市外の方が転入してくるきっかけにもつながるかもしれません。桶川市の子育て支援のイメージアップにも繋がると思います。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
18	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	食に関して 家庭の事情で朝食が食べられない子供達へ、朝食を提供されているボランティアをされている方がいまして、都内の方ではありますが、一見裕福そうに見えても必要としている子供がいて驚愕したとのことでした。推測ではありますが、現代は共働きのご家庭が多く、こどもの朝食に時間をかけられないという状況も考えられます。お腹が減ると集中力も低下し、学力にも影響してくると思います。食品を使うため難しいかもしれませんが、他の地域ではそのようなボランティアをされている方がいましたので、子育てに落ち着き時間にゆとりのある方などを集め、こども食堂のような朝食ボランティアを一つの案としてお伝えさせていただきます。 また、学校給食に関して、お塩一つとっても精製塩でなく本物の塩を使用してほしい。減塩減塩といわれているが、あれは精製されたもののことで、本物のミネラル塩は体に良いといわれています。牛乳に関しては、廃棄処分費用や飲み残しの問題解決のために飲ませるように促すのではなく、なぜ牛乳でなくてはいけないのか、本当に牛乳から栄養は補えるのか、一度調査してほしいです。給食法に基づいて実施されているものと認識していますが、必ずしも国が示しているものが正しいとは限りません。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
19	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	病気になってからの支援よりも病気にならないための支援に力を注いでほしい。 計画案にも記載がありましたが保護者の健康状態に関して、子育ては体力が要りますので親の健康状態はとても大事だと思います。 医療は発達していると言われているが、がん死亡率も年々増加しており、病院に通う人も多く見受けられ、疑問に感じています。先天性などを除いて考えると日頃の生活習慣から引き起こされる病気がほとんどです。お医者さんは検診し、症状に応じた処置と薬の処方。患者さんもそこに疑問を持たずに通い続けている方が多いように感じます。また、薬も先発品と後発品、もちろん先発品が良いのですがジェネリックを進めているところがほとんどです。 食の正しい知識など、生活のちょっとした物や行動を変えていくことで健康に繋がる講座や、医療機関との付き合い方などの講座を開催して欲しいです。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
20	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	PTA や父母会に関して 共働きの多い現代で、仕事を抜けてきたり、休んでまで会に参加することは経済的にも精神的にも負担が大きいです。今までもあったかもしれませんが、ずるずると、自分の代が終わるまで我慢というように行われてきたと思います。私が利用させていただいている園でも父母会問題に直面しています。就労で保育をお願いしているのに、半休を取ってまで保護者がやらないといけないことなのか。また平日一緒にいる時間が限られているので、お休みの日くらいは子供と過ごしたいはずですが、さすが、子供たちのために協力したくない親はいないと思います。実際に聞いてみると、実働部隊は難しいが、子供たちのためになるものに使ってもらえるなら会費は払っても良いという方がほとんどです。 PTA や父母会の業務を委託できる支援を考えていただきたいです。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
21	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	一つ目玉になるような施設を 上尾市の子どもの城、北本市のボーネルンドを誘致した児童館など、近隣の施設に魅力を感じ利用している方の声を多く耳にします。その足で買い物や食事も済ませて桶川に帰ってくるそうで、心が痛いです。 本市にも近隣からも利用しにきてもらえるような施設の検討をお願いします。 茨城県堺町 S-WORK+KID 屋内型キッズランド&リモートワークという施設があります。北本市と同じくボーネルンドの大型遊具やリアルおままごと施設、ネット遊具などがあり、またコワーキングスペース、フリーキッチンや子どもを遊ばせながら PC 作業のできるスペースなど、子どもにとっても親にとっても嬉しく連れて行きやすい施設となっております。もちろん室外でも遊ぶことができ、市外からの利用者の方も多いそうです。 立地場所にもよると思いますが、本市にもこのような施設を作り、買い物や食事の動線を確保すれば、市内の子育て世帯の方達にはもちろん、市外の利用者も増え経済効果に結びつく一つの方法ではないかと思います。	基本目標2の基本施策(2)居場所づくりにおいて児童館整備事業を重点取組として位置付けております。 いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
22	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	今後数年間で子どもの数がかかり減る地区が出てくると予想されるので、小学生の登校班について、人数が確保できない状況もありうる。そこで、今の段階から登下校をスクールバスで行うなど、検討が必要なのではないか。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
23	第4章 施策事業の取り組み全般(P55～P85)	子育て世帯向け移住定住促進住宅 茨城県堺町で行っている子育て支援の一つに、とても好評な事業があります。町外の方限定で、新築戸建住宅20年住み続けたら無償で譲渡するというものです。家賃も安価な上に、新築なので綺麗ですし、夢のマイホームが手に入ってしまう仕組みです。オートロックや駐車場を完備したマンションバージョンもあり、町は事業費を家賃収入で回収することができるため、負担は0とのこと。民間事業者と協力し、交付金も活用しています。戸建では第3弾、マンションは第4弾にまで及ぶ事業となっており、定住人口や地域の活性化に繋がっています。このように思いきった支援も定住者だけでなく、注目度も上がり、子育て世帯の定住、人口増などに結びついてくると思います。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
24	基本目標Ⅰの基本施策(Ⅰ)(P58)	P58 基本施策(Ⅰ) 幼児期の教育・保育の充実に、ひとり親家庭の状況に触れる。	ひとり親家庭への支援については、基本目標3の基本施策(4)多様な背景をもつこども・家庭への切れ目のない支援として、取組を推進してまいります。
25	基本目標Ⅰの基本施策(Ⅰ)(P58)	【一時保育事業】 一時保育の枠の拡大、手続きの簡易化などについても言及してほしい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
26	基本目標Ⅰの基本施策(Ⅰ)(P58)	【一時保育事業】 リフレッシュその他にする。理由を問わない一時保育に取り組んでいる自治体が増えている。	一時保育事業については理由を問わず利用できます。
27	基本目標Ⅰの基本施策(Ⅰ)(P58)	【病児・病後児保育事業】 手続きの煩雑さ、予約の取れなさについても民間事業者との協議を行うことにも言及してほしい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
28	基本目標Ⅰの基本施策(Ⅰ)P58	【病児・病後児保育事業】 引退された看護師さんなど、子育ても落ち着き余裕のある元医療関係者の方に募集をかけてみるのはいかがでしょうか。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
29	基本目標Ⅰの基本施策(Ⅰ)(P58)	【だれでも通園制度の検討】 “検討”ではなく“実施”にしてほしい。	事業の実施に向けた取組を進めてまいります。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
30	基本目標Ⅰの基本施策(1)(P58)	【だれでも通園制度の検討】 「こども誰でも通園制度」を 実施する の検討を進めます。	事業の実施に向けた取組を進めてまいります。
31	基本目標Ⅰの基本施策(1)(P58)	【保育所整備事業】 「公立保育所の地域での役割を明確にし、老朽化した施設の整備の実施および、子どもが安全に遊べるよう遊具の改修に取り組みます。」としてほしい。 民間保育所に通っている児童も多いことから、民間保育所への設備や保育の内容に関する検査も定期的の実施して欲しい。 公立保育所が中心になってしまうのは理解するが、保護者はほぼ選べず民間保育所に通わせている。またその振り分けは市役所が行っている(点数での振り分け)。であれば、民間保育所も公立と同じような水準を確保すべきであるし、それを市役所が主導すべきだと考えます。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
32	基本目標Ⅰの基本施策(2)(P59～P61)	P59-61 全般 国が全国展開を目指している「5歳児健診」についても実施する方向で検討してほしい。またその文言を入れてほしい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。また、国の動向を踏まえながら、5歳児健診の取組を検討してまいります。
33	基本目標Ⅰの基本施策(2)(P59)	【こども家庭センター】 こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援の意味が不明。福祉に関するではなく、具体的に説明しないと市民はわからない。	こども家庭センターについては妊娠期からの伴走支援のほか、児童虐待防止など幅広くこども・子育て支援を行うものです。個別の取組内容の詳細については別途周知してまいります。
34	基本目標Ⅰの基本施策(2)(P59)	【母子健康手帳の交付】 ワクチンのスケジュールを外して欲しい。子供の予防接種は本当に必要なものなのか、調査してほしい。また、案内の際にも、任意であることをしっかり伝えるべき。何も考えず、案内されるがまま母子健康手帳の通りに接種したり、義務であると思込んでいる方が多い。また、冊子の場合は汚れやすい、荷物が増えるため電子化を希望するが、母子健康手帳ではなく、単純に母親と子供の成長記録で良いと思います。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
35	基本目標Ⅰの基本施策(2)(P59)	【育 MEN クラス(父親学級)】 パパママ体験クラスがあるので、父親学級は不要だと思う。これにcoming人はそもそも自分でも育児について調べている。必要なのは行政の取り組みに出てこない父親への支援だと思う。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
36	基本目標Ⅰの基本施策(2)(P59)	【産後ケア事業】 宿泊型・デイサービス型・訪問型の3つの支援が ありません 。に対し、利用料金の一部を市が負担します。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
37	基本目標Ⅰの基本施策(2)(P60)	【乳児家庭全戸訪問事業】 「母親同士の交流の場を提供して地域での仲間づくりを進めることで」→不要では。訪問する専門職が“母親”だったとしてもそこで“仲間”にはならない。	交流の場について情報提供を行い、孤立化を防ぐことを目的としております。 御意見を踏まえ「母親同士の交流の場を情報提供して」と修正させていただきます。
38	基本目標Ⅰの基本施策(2)(P60)	【予防接種の実施】 「市が指定した重篤化しやすい感染症」について、世の中の動向を踏まえ、対象となる感染症の拡大を含む調査研究をする、としてほしい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。また、国の動向に注視し、予防接種事業の取組を推進してまいります。
39	基本目標Ⅰの基本施策(2)(P60)	【予防接種の実施】 予防接種に関して、打ち忘れをなくす方策が必要だと思う。(例:各人の予防接種時期にハガキを郵送するなど)	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
40	基本目標Ⅰの基本施策(2)(P60)	【妊娠や出産への希望の実現支援】 こどもを望む人に対し、不妊検査及び不育症検査に係る費用の助成を行い、 ます。次世代育成支援につなげます。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
41	基本目標1の基本施策(2)(P60)	【家庭教育に関する講演会】 県が作成した「親の学習プログラム」を活用した講座など、子育てに関係する学習機会をさらに充実させます。…県が作成したとなると、市のやる気が見えなくなる。市独自の、などを挿入するか、県を削除するか。どちらか。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
42	基本目標1の基本施策(3)(P62)	LINEで専門家や専門医に気軽に相談できるサービスをこどもの発達に不安を感じる方が増えてきていますが、全国的に見ても、桶川市においても、支援の必要なこどもが増えてきています。市内の保育所においても、近年そのような傾向が見受けられる子供が増え、現場が困惑することがあると仰っておりました。子供の発達においても子育てに係るすべての相談ごとにおいて、内容によっては人に相談しづらい、対面では話しにくい方もいると思います。また、共働き家庭の多い現代では、LINEのようにいつでも気軽に相談できるサービスが時代のニーズに合っていると思います。子供を連れて出かけるのは準備も外出中も大変なものです。上尾市では、LINEで専門医に相談できるサービスが導入されています。全国的にも導入している自治体が増えてきており、そのサービスを提供している代表者の方にお話を伺いましたが子どもに関しては昼夜問わず不安に直面することが多く、24時間体制は会社側の負担はあるが、粒ぞろいの医療関係者がオンライン相談に応じており、かなりの需要があるとのことでした。特に小さなお子さんにおいてはどれくらいの症状で病院に行けばよいのか判断に迷います。先ほどの発達に不安を感じる場合においても、子供の体調面においても、気軽に相談でき専門の方が答えてくれる安心感はとても大きな子育て支援につながると思います。病院まで行ったけど、診察や処方待ちの時間が長く、結果、病院に行くほどのことではなかったということもあります。 LINEの友達追加するだけでサービスを開始でき、利用者の負担も少ないので一つの案として提出させていただきます。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
43	基本目標1の基本施策(3)(P62)	【桶川市子育てガイドブックの発行】 親に向けてのみならず、祖父母世代に向けた内容も盛り込んでほしい。さいたま市の「孫育てガイドブック」を参考に。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
44	基本目標1の基本施策(3)(P62)	【こどもと家庭なんでも相談】 子ども家庭支援員による相談支援により、相談者の声を傾聴するとともに、傾聴するとともに、ニーズの把握を行い、必要な社会資源につなげるなど、関係機関との連携により、家庭・育児支援の充実を図ります。→必要な社会資源が不明。例示してわかりやすく。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
45	基本目標1の基本施策(3)(P62)	【教育センター事業】 教育センター事業にいじめを入れる。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
46	基本目標2の基本施策(1)(P63)	P63 基本施策(1) 確かな学力、豊かな人間性、健康と体力からなる知・徳・体をバランスよく育てる児童生徒の「生きる力」の育成醸成を図ります。また、学校と家庭、地域が連携し、様々な主体と協働しながら、子どもを社会全体で育てる環境づくりや、健康教育を推進し、心身の健康の保持・増進を図るとともに、地域への愛着など豊かな人間性を育む教育環境づくりなどを進めます。意味不明。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
47	基本目標2の基本施策(1)(P63)	【特別支援教育】 インクルーシブ教育に	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
48	基本目標2の基本施策 (1) (P63)	【特別支援教育】 障害を理由に、差別をしたり、差別をされたりすることがないように、特別に配慮を要する児童生徒への理解を深め、通常の学級に在籍する児童生徒への支援の充実を図り、ともに学ぶ環境にします。また、特別支援教育を充実させるとともに、交流教育も積極的に増やしの充実を図ります。また、通常の学級に在籍する配慮を必要とする児童生徒への支援の充実を図ります。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
49	基本目標 2 の基本施策 (1) (P64)	【食育】 指導力の向上をするだけでなく、子どもが興味を持てるような教育の場を充実させてほしい(自分たちで野菜を作り、それを調理するような)。具体的な手法も文言として入れてほしい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
50	基本目標 2 の基本施策 (1) (P64)	【不登校対策事業】 不登校の問題は学校における教育相談だけで解決するわけではないので、学校外の居場所づくりにも積極的に取り組んでほしい。仕組み等の紹介も必要だが、子どもを真ん中に考えて、その子にとってどこが居心地の良い場所なのかを考えてほしい。また、不登校の子どもがいる家庭では親の就労継続が難しく、経済的にも困窮してしまうケースも見受けられることから、不登校児童を抱える保護者への支援にも言及してもらいたい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
51	基本目標2の基本施策 (1) (P64)	【不登校対策事業】 フリースクールへの支援に取り組みます。を入れる。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
52	基本目標 2 の基本施策 (1) (P64)	【いじめ防止推進事業】 いじめが起こる前の事しか書かれていないので、いじめが発生した場合についても言及をしてもらいたい。例えば、加害児童をオンライン授業にしてしばらく別室で授業を受けさせるなど。スクールロイヤーを導入して、教員の負担軽減と、発生したいじめへの法的な観点からの解消にも言及していただきたい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
53	基本目標2の基本施策 (1) (P64)	【いじめ防止推進事業】 いじめ根絶と防止に変える。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
54	基本目標2の基本施策 (1) (P64)	【いじめ防止推進事業】 冒頭に、いじめを発見した場合、速やかな解消のための体制とマニュアルの見直しを適宜行い、いじめに関わった児童生徒の人権教育を実施します。を入れる。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
55	基本目標 2 の基本施策 (1) (P64)	【ICT 教育推進事業】 ICT を活用することで「主体的・対話的で深い学び」になる理由について具体的に記載した方が良い。具体性がないように感じてしまう。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
56	基本目標 2 の基本施策 (1) (P64)	【小・中学校9年間を見通した一貫性のある学校教育】 “学校運営研究委員会”が具体的に何をする委員会、どのようなメンバーで構成されているのか等が分からない。(他の資料も確認したが ICT 化に関する文言に含まれているだけであった)本計画内の別の部分でも構わないので、業務内容について記載をすべきではないか。	学校運営研究委員会について、用語集において記載します。
57	基本目標2の基本施策 (2) (P65)	空き家活用した子供の居場所作りはできないのか 空き家が増え、空き巣に入られるなど治安の悪さにも繋がっています。管理は自治会で行うなどで、うまく空き家を活用することはできないのでしょうか。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
58	基本目標2の基本施策(2)(P65)	【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】 保育施設と同じような各施設ごとの特徴や設備などをまとめたものを作成して欲しい。実際に市民の方たちからのご意見がございました。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
59	基本目標2の基本施策(2)(P65)	【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】 いわゆる103万の壁の撤廃などを受けて、就労時間をのばす保護者が出てくると思う。学童を希望する保護者が増える事を見込んで、さらなるスペースの確保、スタッフの確保にも言及した方が良いと思う。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
60	基本目標2の基本施策(2)(P65)	【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】 「保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全育成を図ります。」とあるが、放課後児童クラブを整備施してきた方針をやめるという事なのか。児童の館扱いが異なるのは問題であり、 待機児童の解消のため、放課後児童クラブを整備します。 に変える。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
61	基本目標2の基本施策(2)(P65)	【子ども食堂等の周知】 子ども食堂、フードパントリーに加えて「フードリボンプロジェクト」についても周知をしていただきたい。 子ども食堂やフードパントリーについては曜日や時間が限定的だったり、場所が子どもだけでは利用しづらいなどの課題がある。子ども食堂を実施している団体の中でも、継続していく事に疑問を感じている人もいる。その点フードリボンプロジェクトは賛同する飲食店やコンビニが増えれば、子どもが一人で立ち寄る事も可能となるので、積極的に推進していったらいい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
62	基本目標2の基本施策(2)(P65)	【子ども食堂等の周知】 こどもが身近な場所で利用できるよう、小学校区に1か所以上の開設を図るため、開催場所の確保等の支援をと、 開設回数を増やします。 に変える。ニーズに応えられていない現状を改善すべき。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
63	基本目標2の基本施策(3)(P67)	【桶川飛行学校平和祈念館における講座等の開催】 映像作品がすでにあるなら学校での出張上映会などを実施してほしい。実施してくださるのであれば、計画内でも言及を。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
64	基本目標2の基本施策(4)(P68)	【社会的な自立を促す進路指導・キャリア教育】 具体性がないと思う。【進路意識啓発事業】の内容が、この中に含まれている気がしますが、どうでしょう…。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。
65	基本目標2の基本施策(5)(P70)	【成長段階に応じた命や性に関する教育の充実】 自分の体や性のこと、生活習慣病や健康診断の必要性など、 それぞれの年齢に応じて 、自分の体の健康を守ることを学ぶ機会を作り 増やします。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
66	基本目標2の基本施策(5)(P70)	【成長段階に応じた命や性に関する教育の充実】 教育的観点が大きいのであれば、担当部署に教育委員会や学校支援課なども含めた方が良いのではないかな。	基本目標2の基本施策(1)の10「性に関する指導」を学校教育における取組として位置づけております。
67	基本目標2の基本施策(6)(P71)	P71「若者のライフステージに応じた支援の充実」にある、【桶川市民大学】や【パソコン講習】に若者の参加はどのくらいあるのか?どんな支援が必要なのか若者の意見を聞くためのアンケートや、現状行っている事業の周知が必要に感じる。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
68	基本目標3の基本施策(1)(P72)	【こどもの権利条約の普及促進】 「こどもの権利条約」について積極的な学習を進めるとともに、普及・啓発に努めます。とあるが、実際にどのように行うか、実現性のない取り組みではなく、具体的に説明が必要。	現在定期的な「成人学級」を実施しており、取組について引き続き検討してまいります。
69	基本目標3の基本施策(2)(P73)	P73 基本施策(2)社会参加・意見表明機会の充実 毎年8月に実施している「子ども議会」はここには含まれないのでしょうか?「子ども議会」について、教員ではなく現職の議員と一緒に考えていくなどの取組を検討してもらいたい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
70	基本目標3の基本施策(2)P73	全体的な施策について、今回の計画の目玉は、「こども・若者」が権利の主体であり、意見を表明できる機会と社会参画の支援の構築です。この施策の取り組みについて、なぜ子ども未来課だけが取り組むのでしょうか。子ども若者自身、そして行政職員、市民、地域全体の意識の変容を促すためには、すべての課でこれをテーマに取り組み内容を検討してもいいと思います。啓発活動やこども若者が主体となる会の立ち上げ、意見交換会、オンラインでの意見の募集など多岐に渡ります。アンケートでも直接対面で職員や市長、同年代と話したい方たちはいます。ネットやSNSを活用し、呼びかければ広まる可能性があるということです。アンケートでただ単に多い数字に捉われるのではなく、工夫できることはないか検討材料にするといいと思います。	主な担当部署として子ども未来課を記載しております。こどもの意見表明機会の確保及び施策・事業への反映については市全体で取り組んでまいります。
71	基本目標3の基本施策(2)P73	もっと頻繁にアンケートの実施を! デジタル化は費用や人材など課題も多いが、アンケートはラインやInstagramなどSNSで手軽に参加できると答えやすいと思います。また、こどもまんなか社会なのに、アンケートの対象者が絞られていることに関して違和感を感じます。一気にだと行政側の負担も大きくなってしまいますので、数回に分けて、市内の子どもたち保護者の方、全員に意見を聞く機会を作ってほしいです。	ニーズ調査については統計上十分な件数を得られるよう設定しているほか、高校生世代、中学2年生、小学5年生についてはすべての児童を対象としております。 こどもの意見表明の機会の確保については、引き続き検討してまいります。
72	基本目標3の基本施策(3)P74	子どもの高次脳機能障害については、支援に携わる医療、教育、福祉の専門家でも認知度が低く、発達障害や知的障害のある障害児として扱われ、適切な支援が受けられていないという指摘がなされています。 桶川市でも、毎年度はじめに県に(「福祉行政報告例」「第21の3市町村における相談支援」で)報告している高次脳機能障害児の相談人数は、令和に入ってから0人というのが続いています。当事者・ご家族が相談につながらず、支援につながっていないのではないのでしょうか。 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で、障害児相談支援でも、高次脳機能障害支援養成研修を受けた職員を配置した場合には、加算の対象になるようになりました。 これを契機に、子どもの高次脳機能障害について、まずは相談支援につながるよう、広報・啓発なども含め、支援の体制を整備していくことを「障害児・者相談機関設置推進事業」などで展開していただけると嬉しく存じます。	障害児・者相談機関設置推進事業の対象には高次脳機能障害等を含んでおります。現時点では、こどもの相談の実績がありませんが、子どもの高次脳機能障害についても、関係機関と連携を図りながら、早期発見に努めてまいります。 いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
73	基本目標3の基本施策(4)(P76)	養育費を受け取れるような支援を 養育費を受け取りたいのに受け取れていない方へのサポートを兵庫県明石市で行っています。片親で育てている方にとって、養育費が支払われているかいけないか経済的、精神的にも大きく影響してくると思います。実際に私の友人は養育費が支払われず大変な思いをしています。子供たちの生活にも影響してきます。是非支援をお願いします。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
74	基本目標3の基本施策(4)(P76)	【未就園児家庭等への支援】 未就園児教室の案内や園庭開放に自主的に参加できる保護者は、子育て支援センター等でも悩み相談が出来る。孤立防止の観点でいうならばアウトリーチ型の支援が必要だと思う。 定期的に家庭を訪問する等、積極的な支援をすることで孤立しそうな家庭を拾っていく必要があるので、内容を再考頂きたい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
75	基本目標3の基本施策(4)(P76)	【未就園児家庭等への支援】 未就園児家庭等への支援で、「だれでも通園制度」の実施を検討します。に基づき支援や実施に取り組みます。…誰一人取り残さない、という方針に合わせる。	こどもだれでも通園制度につきましては、事業の実施に向けた取組を進めてまいります。
76	基本目標3の基本施策(6)(P78)	【子育て支援講座】 怒鳴らない、体罰によらない子育てを推進する方法が「講座をする」という事ですか？「推進します」だけなのは事業名から考えると違和感があります。	御意見を踏まえ「子育て等の推進を図るため、講座の企画・開催を行います。」と修正させていただきます。
77	基本目標3の基本施策(6)(P78)	【児童虐待防止対策】 虐待を早期発見するために、子ども向けに何が虐待なのか、虐待を受けていると思った場合の相談窓口(例:学校の保健室等)を周知すべきと考えるので、そこにも言及してもらいたい。	あらゆる機会において、周知・啓発することが重要であると捉え、これからの事業の取組を推進してまいります。
78	基本目標3の基本施策(6)(P78)	【児童虐待防止対策】 DV・児童虐待防止対策に変える。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
79	基本目標3の基本施策(6)(P78)	【児童虐待防止対策】 「こども家庭センターや関係機関等との連携を図りながら、児童虐待の防止及び支援の充実を図ります。」の前に、DVは決して許されないという共通意識を持ち、被害者の早期相談や発見ができる環境づくりをします。を入れる。桶川市のDV対策は遅れている。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
80	基本目標3の基本施策(6)(P78)	【児童虐待防止対策】 児童虐待についてはDVと密接に関係することから、もあり、DVの防止と支援を行います。	いただきました御意見につきましては、一つの意見として承ります。
81	基本目標4の基本施策(1)(P79)	【誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインの推進】 実態に即したものにするため、子どもや障がいのある方との意見交換の場をもったり、アンケートを取るなど行ってほしい。 またそれを明記してもらいたい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
82	基本目標4の基本施策(1)(P79)	【こども・子育てにやさしい地域社会の構築】 子育てを社会全体で行うという気運を高めるため、子ども未来課だけでなく、自治会を所管する部局や、高齢者支援を所管する部局とも連携してもらいたい。連携してくれるのであれば計画内にも明記してもらいたい。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
83	基本目標4の基本施策(2)(P80)	【地域防犯パトロール・児童の見守り活動等の充実】 方策の最下段「非行防止巡回活動の実施します」→「非行防止巡回活動を実施します」に修正をお願いします。	御意見を踏まえ「非行防止巡回活動を実施します。」と修正させていただきます。

第4章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等	※意見等の中で取り消し線(―)は計画(案)の文言の削除、赤字は文言の変更・追加として原文のまま掲載しています。	
84	基本目標4の基本施策 (4) (P82, 83)	子育て世帯への経済的支援 おむつの無料化、保育料第1子から無償化、学校給食の無償化など、なんでも無償化にすれば良いものでもないと思いますが、アンケート結果でも給付を求める声や経済的負担を減らして欲しいという方が多く見受けられました。経済的なことは人には話しにくいと思いますが、私が地域を回っているとお母さんたちから、この3つの無償化に関して多く要望の声をお聞きます。 近隣自治体のどこで子育てしていこうか悩んでいる方達を取り込むためにも、また、希望する人数の子どもを産み育てられるようにするためにも、これくらい大きな支援は桶川市に住むことも、子どもをもう一人授かることも前向きに考えられるのではないのでしょうか。子供達がいないと、今後の本市の経済や福祉を支えていく人材が育ちません。子どもたちに投資するべきだと思います。	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
85	基本目標4の基本施策 (5) (P84)	【協働推進提案事業】 「引き続き、地域の活動支援及び新たな社会資源の発掘を支援します。」とあるが意味不明、子どもや子育て支援との関連性の説明を。	御意見を踏まえ「地域が抱える子どもや子育てを含めた様々な課題に対し、事業をととして市民と市が協力し、課題解決に取り組みます。」と修正させていただきます。
86	基本目標4の基本施策 (5) (P84, 85)	一時預かり保育やファミサポに加えて、より気軽に利用することができるベビーシッター利用の補助が欲しいです。目黒区に在住をしていた際には、提携のベビーシッター事業者と年間 144 時間の補助があり、経済的な負担なく利用でき大変救われました。利用シーンとしては ・父親が勤務時でも母親が病院へ行くことができる ・子供の夜泣きで寝不足が続いた際に昼間預けて睡眠をとる ・子供との遊び方や関わり方を教えてもらえる (離乳食のあげ方や昼寝の仕方などフィードバックしていただきました) ・父親と母親だけでリフレッシュの時間をとることができる (子供がいないと入れない飲食店などに行けました) ・親の体調不良時に子供を見てもらえる など様々なシーンで活用させていただきました。 祖父母など近くに頼ることができる人がいない私たちは、シッターさんがいなければ、産後うつになっていたのではないかと思います。虐待など発覚しているものの対応も勿論大切ですが、そのようなことが発生しない支援、防止策も必要であると考えます。 またワークライフバランスとしては今後、仕事復帰をした際に、子供の病児保育の受け皿としてもベビーシッターの選択肢があると大変心強いです。(病児保育の強化もお願いします。) シッターさんの多くは、自宅から片道 1 時間を範囲としている方が多く桶川もお越しいただくことは可能な方が多くいると思います。 ご検討をよろしくお願いいたします。 また、下記は桶川市の単位では難しいかもしれませんが記載させていただきます。 ・第一子からの保育園無償化 ※所得制限なし ・私立中学、私立高校の授業料無償化 ※所得制限なし	いただきました御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第5章		意見等の概要	市の考え方
No	項目等		
I	第5章 子ども・子育て支援事業計画全般（P87～P105）	子ども・子育て支援事業計画 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は、目標値と達成度を表すのではなく、実際の待機者や、病児保育などのサービスを受けられなかった割合などを出していただきたい。	国で示している「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に沿ってまとめております。今後、計画の推進に向けて着実に取り組みを進めてまいります。

その他の意見

その他の意見		意見等の概要	市の考え方
No	項目等		
I	計画の名称	計画の対象として「本計画における「こども」とは、心身の発達途上にある者として、子ども（乳幼児期から概ね 18歳未満の者）と、若者（概ね30歳未満の者、施策の内容によっては、概ね40歳未満の者も 含む）を含むものとしま す。」と記載がされていました。県では埼玉県子ども・若者計画という名称で策定されています。対象者に若者が含まれるのであれば、本市でも計画の名称に若者を加えるべきだと考えます。	こども基本法第10条第5項に基づき、市町村こども計画として策定することから、「桶川市こども計画」としております。 本計画における「こども」とは、「子ども」と「若者」を含むものとして幅広く考えております。
2	全体	計画策定のための審議会の議事録や作業工程について、こちら計画策定までの工程は、ホームページなどで公開されていますでしょうか。見つからなかったので、分かりやすく公開してほしいです。	計画書（案）やパブリックコメント結果についてホームページで公開するほか、計画書についてはホームページにて公開してまいります。
3	全体	全体の構成についてまず、目次の整理をお願いします。アンケート内容やヒアリング内容は、すべての項目を記載しているのでしょうか。目標の設定や重点課題としてあげることとなった根拠を示す内容だけを分かりやすく抜粋し、全アンケート項目などの参照は「資料」の項目を増やすといいのではないのでしょうか。 ネットで「こども計画 構成 目次」などで検索すると、目次から整理して検討している自治体の事例が多数出てきます。	複数調査を実施しており膨大な量となることから、アンケートやヒアリング調査の主な内容を抜粋して記載しております。
4	その他	今後の居場所づくりや新設の児童館について必ず、10代の意見を取り入れてください。その方法を検討してください。アンケートにあるように、10代が場所に求めることは異なります。未就学児向けの設備は、桶川市は今もたくさんあります。ただ、10代が安心して気軽に安心して集える場がなく、ファーストフード店などで過ごすことが多いと思います。学童に行かなくなる小学校3年生くらいから友達と遊ぶ場、また中学生や高校生が遊ぶ場は異なってきます。当事者が自分事として意見を言うだけでなく、設計やコンセプト作りに関わることは地域に愛着を持つことにつながり、健やかな成長支援には欠かせないことだと思います。ぜひ他市の事例などを参考に検討ください。	意見聴取の方法、対象については引き続き検討してまいります。

その他の意見		意見等の概要	市の考え方
No	項目等		
5	全体	総論 小さな事かもしれないが、少なくとも他のすべてのパブコメの意見書のひな型には、計画名が書かれている。提出する側を考えていない。 文章の主語述語。目的語が不明瞭。内容も正確に表現していない。その意味では、地域福祉計画はわかりやすい。 アンケートの内容が全体として大雑把で、市民を見ていない。担当者の一人よがりの計画になっている。そもそも、どのようなアンケートの内容なのか、誰にどのような調査をしたのかが、不明である。従って、読んでいる者には、単に政策を正当化したり、誘導するためのものと見える。 アンケートの結果を、1 位、2 位と色目分けしている意味が分からない。それとコメントとがつかない。 アンケートの評価、傾向などを示しているが、客観的・科学的ではなく、コメント先にありきで、無理やりこじつけている。 アンケート、課題、施策の整合性が取れなかったり、ダブってわかりにくくなっている箇所が多々見られ、もう少しまとめて、コンパクトで理解しやすい工夫をしていただきたい。	いただきました御意見につきましては、計画を推進する上での参考とさせていただきます。